

令和 7 年 8 月 1 日

関 係 各 位

構造計算適合性判定にかかる手数料改定のお知らせ

一般財団法人 福井県建築住宅センター

皆様におかれましては、日ごろから当センターの業務の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当センターでは令和 7 年 10 月 1 日から構造計算適合性判定にかかる手数料を下記のとおり改定します。

当センターにおける構造計算適合性判定業務は平成 19 年（2007）から開始いたしましたが、判定にかかる手数料は一度も改定を行っておりませんでした。これまでの法改正等による業務内容の増加、担い手不足や物価上昇に伴う人件費や共通経費等の上昇等など社会情勢の変化に対応し、適切な業務運営体制を確保するため、このたび手数料の改定を行うものです。

今後ともサービスの向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

構造計算適合性判定を要する建築物ごとの判定手数料（非課税）

（令和 7 年 10 月 1 日受付分から）

構造計算に係る 部分の床面積	判定手数料（円／棟）	
	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が大臣認定プログラム以外の方法によって行われたもの
1, 000 m ² 以内	216, 000	216, 000
1, 000 m ² を超え 2, 000 m ² 以内	276, 000	276, 000
2, 000 m ² を超え 10, 000 m ² 以内	349, 000	349, 000

※計画を変更する場合については、床面積の合計の 2 分の 1 の面積（床面積が増加する場合にあっては、増加する部分の床面積に増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積）

【お問合せ】 一般財団法人 福井県建築住宅センター 構造判定課

TEL:0776-29-2330 Email:kenjyu01@fkjc.jp